

他人物売買

【問】 正誤をつけよ。

土地の売買契約に関し、その土地が第三者の所有であって、当該第三者に譲渡の意思がないときは、契約は無効となる。

《ポイント》 他人の権利の売買における売主の義務

他人の権利を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。

【答え】 誤り

《参考》

他人の物の売買にあつては、その目的物の**所有者が売買成立当時からその物を他に譲渡する意思がなく**、従つて売主においてこれを取得し買主に移転することができないような場合であつてもなお**その売買契約は有効に成立する**。（判例）